

岩手県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上川端3	北上市二子町（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
1地割1-2	北上市和賀町岩崎新田（別紙図面のとおり。）	〃	〃
岩沢	北上市和賀町岩沢（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
上吉内の沢	北上市立花（別紙図面のとおり。）	〃	〃
上吉内の沢(2)	〃	〃	〃
福田地の沢	北上市稲瀬町（別紙図面のとおり。）	〃	〃
福田地東の沢	〃	〃	〃
熊沢西の沢	〃	〃	該当なし
仁田北の沢	北上市口内町（別紙図面のとおり。）	〃	別紙図面のとおり。
外山の沢(2)	北上市臥牛（別紙図面のとおり。）	〃	該当なし
呉竹の沢	北上市黒岩（別紙図面のとおり。）	〃	別紙図面のとおり。
呉竹の沢(2)	〃	〃	〃
呉竹の沢(3)	〃	〃	〃
呉竹の沢(4)	〃	〃	〃
呉竹の沢(5)	〃	〃	該当なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所に備えておいて縦覧に供する。